

議案第69号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年佐野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表行旅死病人等収容手当の項及び往診手当の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

職員の特殊勤務手当の種類等を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第69号参考資料

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
(特殊勤務手当の種類等)			(特殊勤務手当の種類等)		
第2条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。			第2条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。		
区分	適用職務	支給額	区分	適用職務	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
行旅死病人等収容手当	行旅病人の救治並びに行旅死亡人及び 変死人の収容作業	1回につき5,000円以 内で市規則で定める 額			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
往診手当	医師の往診業務	1回につき3,900円			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)